

阿 見 町 議 会 会 議 録

令和 4 年第 2 回臨時会

(令和 4 年 4 月 6 日)

阿 見 町 議 会

令和4年第2回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（4月6日）	3
○出席、欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・諸般の報告	7
・議案第38号から議案第40号（上程、説明、質疑、討論、採決）	8
・議案第41号から議案第43号（上程、説明、質疑、討論、採決）	9
・議案第44号（上程、説明、質疑、討論、採決）	12
・議長辞職の件	14
・議長選挙	15
・議席の変更の件	18
・副議長辞職の件	19
・副議長選挙	20
・常任委員会委員の改選	22
・常任委員会の委員長、副委員長の互選結果報告	23
・議会運営委員会委員の改選	23
・議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告	24
・予算決算特別委員会の設置	24
・予算決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告	24
・広聴広報特別委員会の設置	25
・広聴広報特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告	25
・議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任	26
・議会改革等調査研究特別委員会委員の選任	27
・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙	28
・牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙	29
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	29

・稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	30
・議案第45号（上程，説明，採決）	31
○閉 会	32

第 2 回 臨 時 会

阿見町告示第61号

令和4年第2回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年3月24日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和4年4月6日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- (4) 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (5) 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (6) 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (7) 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- (8) 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (9) 阿見町議会常任委員会委員の改選について
- (10) 阿見町議会議会運営委員会委員の改選について

第 1 号

〔 4 月 6 日 〕

令和4年第2回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年4月6日（第1日）

○出席議員

1 番	久保谷	充	君
2 番	落 合	剛	君
3 番	栗 田	敏 昌	君
4 番	石 引	大 介	君
5 番	高 野	好 央	君
6 番	樋 口	達 哉	君
7 番	栗 原	宜 行	君
8 番	飯 野	良 治	君
9 番	野 口	雅 弘	君
10 番	永 井	義 一	君
11 番	海 野	隆	君
12 番	平 岡	博	君
13 番	川 畑	秀 慈	君
14 番	難 波	千香子	君
15 番	紙 井	和 美	君
16 番	柴 原	成 一	君
17 番	久保谷	実	君
18 番	吉 田	憲 市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千 葉	繁	君
副 町	長	坪 田	匡 弘	君
教 育	長	立 原	秀 一	君
町 長 公 室 長		佐 藤	哲 朗	君

総務部長	青山広美君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	小澤勝君
保健福祉部次長	山崎洋明君
産業建設部長	林田克己君
教育委員会教育部長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	黒岩孝君
税務課長	安室公一君
国保年金課長	戸井厚君
学校教育課長	飯村弘一君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	湯原智子

令和4年第2回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和4年4月6日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第5 議案第41号 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第42号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第43号 阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第44号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

追加日程第1 議長辞職の件について

追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 議席の変更の件について

追加日程第4 副議長辞職の件について

追加日程第5 副議長選挙

日程第7 常任委員会委員の改選について

日程第8 議会運営委員会委員の改選について

日程第9 予算決算特別委員会の設置について

日程第10 広聴広報特別委員会の設置について

追加日程第6 議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任について

追加日程第7 議会改革等調査研究特別委員会委員の選任について

追加日程第8 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第9 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

追加日程第10 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第11 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第11 議案第45号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

午前１０時００分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和４年第２回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１８名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第１，会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、

１１番 海 野 隆 君

１２番 平 岡 博 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日１日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第３，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第３８号から議案第４５号、以上８件であります。

次に、監査委員から、令和４年２月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので御報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

-
- | | |
|--------|--|
| 議案第38号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について） |
| 議案第39号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について） |
| 議案第40号 | 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について） |

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、以上3件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日は令和4年第2回臨時会を招集しましたところ、議員各位には大変にお忙しいところ、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第38号から議案第40号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第38号から議案第40号について、関連しますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例を一部改正し、4月1日より施行するため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第38号の阿見町税条例等の一部改正の主な内容としましては、町民税関係では、住宅借入金等特別税額控除の延長等、固定資産税関係では、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税等の税負担の調整に係る税制の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

議案第39号の阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、町税条例の固定資

産税の改正と同様の理由で、所要の改正を行うものであります。

議案第40号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、課税限度額のうち、基礎課税額を2万円引き上げ65万円とし、後期高齢者支援金等課税額を1万円引き上げ20万円とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号から議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号から議案第40号を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第40号を承認することに決しました。

議案第41号	阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について
--------	--------------------------

議案第42号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
--------	---------------------------------------

議案第43号	阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
--------	--

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第41号、阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第42号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第43号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に

関する条例の一部改正について、以上３件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第41号から議案第43号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第41号の阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、令和３年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取扱いが閣議決定されたことに伴い、当町におきましても、国に準じ、給与条例の改正について提案をするものであります。

この条例改正の主な内容は、一般職の職員の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるものであります。また、令和３年の給与法改正が同年12月以降となったことにより、令和３年度の引き下げ相当額を本年６月期の期末手当で調整するものであります。

議案第42号の阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げるものであります。また、令和３年度の引下げ相当額を本年６月期の期末手当で調整するものであります。

議案第43号の阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、一般職の職員の条例改正に準じ、会計年度任用職員の期末手当について改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 先ほど全協の中でもちょっと話があったんですけども、一般職及び会計年度任用職員に関して、条例で定めるところという言い方をしたかと思うんですけども、条例のほうではどのように書かれているわけですか。

○議長（久保谷充君） 人事課長黒岩孝君。

○人事課長（黒岩孝君） はい、お答えいたします。

これは議案第43号で会計年度任用職員の条例を定めておりまして、その中に一般職と同じよ

うに支給できる規定がありまして、同じような率を使いますので、同じような形で調整をかけていくというようなことになります。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ということは、人事院勧告に伴って今回この条例改正がなされるということの提案がありましたけれども、人事院勧告といっても、やはり町独自で会計年度任用職員とか一般職のところを下げなくても可能なわけですか。それとも、下げないとまずいわけですか。

○議長（久保谷充君） 人事課長黒岩孝君。

○人事課長（黒岩孝君） はい、お答えいたします。

こちらにつきましては、明確な基準というのはなくて、下げないということも有り得るということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 今、質疑でも確認できたんですけども、今回は人事院勧告に伴う減額の件なんですけれども、やはり今現在、世の中の物がいろいろ上がっている中で、どこの賃金も上がらないという実態があるかと思います。そういった中で、人事院勧告で出されているから阿見町もストレートにずっとやるのではなく、やはり現状、公務員の賃金がかかることによって一般の企業の賃金も下がっているという状況もありますので、私はこの3つの中で議案第41号及び42号について、上記の理由で反対いたします。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありますか。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 41号と43号ですね。1と3です。訂正をお願いします。

○議長（久保谷充君） はい。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第41号から議案第43号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに議案第41号を採決いたします。

議案第41号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第41号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第43号は原案どおり可決することに決しました。

議案第44号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第44号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第44号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、現在空席となっている教育委員会委員に湯原敦子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、長年にわたり教諭として勤務し、在職中に阿見町学校長会会長及び稲敷郡学校長会副会長を歴任され、3月に阿見町立阿見小学校長を最後に退職されました。人格、識見共に優れ、また、地域住民からの信頼も厚く、女性委員の登用の上でも教育委員会委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、本案を同意することに決しました。

それでは、この後、私、議長職辞職願を提出するため、暫時休憩いたします。会議の再開は午前10時25分といたします。

午前10時20分休憩

午前10時25分再開

○副議長（難波千香子君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長辞職の件について

○副議長（難波千香子君） ただいま、議長久保谷充君より議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議事進行を務めます。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第1、議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります久保谷充君の退席を求めます。

〔1番久保谷充君退場〕

○副議長（難波千香子君） それでは、ここで、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（大竹久君） 朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により議長職を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和4年4月6日 阿見町議会副議長 難波千香子 殿

阿見町議会議長 久保谷充

以上です。

○副議長（難波千香子君） それでは、ここでお諮りいたします。久保谷充君の議長辞職について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、久保谷充君の議長辞職を許可することに決しました。

久保谷充君の入場を許します。

〔1番久保谷充君入場〕

○副議長（難波千香子君） ここで、久保谷充君より御挨拶がございます。

久保谷充君、登壇願います。

〔1番久保谷充君登壇〕

○1 番（久保谷充君） 辞職に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和2年4月から議長職を務めさせていただきました。その間、議員の皆さん、そして町長をはじめ職員の執行部の皆さんには本当にいろいろな形でお世話になり、本当にありがとうございました。

この間、新型コロナ対策に終始した2年間ではなかったかなというふうに考えております。そういう中で、違った形での議会運営になった部分もあったのではないかなというふうに思います。そういう中で、議会改革では吉田前議長の進めた路線を継承して、さらなる改革を進めてきたところであります。

そういう中で、通学路の安全プログラムとか、いろいろ勉強会の中で人を呼んで安全箇所の再確認を町民の皆様として、それを国に意見書、または町に提言書等を出して、そうした中で、また、早稲田大学のマニフェストの部分についても、エリア選抜の165の中に阿見町も選ばれたということで、非常に私もよかったのかなというふうに感じております。

あとは、いろんな形で事務局にお世話になりながら、2月には全国町村議長会から政策づくりの監視機能を十分に発揮している議会として、町村議会表彰をいただくことになりました。これもいろいろな形で皆さんの協力があってのたまものかなというふうに思っています。本当に皆さんにはいろいろと御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

一方で、町内での様々な行事に私も参加ができなくて、本当に寂しい思いというか、そういうことがあった2年間だなと思います。

そういう中で、また、町外の部分についても、町外のいろんな議員さんをはじめ、そういう方との交流がほとんどできなかった2年間で、非常に残念だったなと思います。早くコロナウイルスが終息をすれば、本当にいいなというふうに思いますが、生活スタイルも、前のスタイルに戻れば一番いいなというふうに感じているところです。

今後、新たな議長の下で議会運営がなされることになりましたが、常に町民の幸せを実現するために、議会として何をすべきかということを考えながら、私もいろんな形で取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは、本当に議員の皆さん、町長はじめ執行部の皆さんには、改めて感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長選挙

○副議長（難波千香子君） それでは、ただいま議長辞職を許可し、議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、議長選挙の件を緊急を要する件と認め、日程に追加し、直ちに

議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第2、議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記、議場閉鎖〕

○副議長（難波千香子君） それでは、ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

13番 川 畑 秀 慈 君

14番 難 波 千香子 君

15番 紙 井 和 美 君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、投票用紙を配付させます。

〔書記、投票用紙配付〕

○副議長（難波千香子君） それでは、投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○副議長（難波千香子君） それでは、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（大竹久君） それでは、順次点呼をいたします。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

○副議長（難波千香子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（難波千香子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、ここで、先ほど立会人に私を指名しましたけれども、私は議長席におりますので、

16番柴原議員を立会人に指名します。

それでは、選挙の結果をこれから報告に入ります。

それでは、再度確認いたします。

これより開票を行います。

13番川畑秀慈君、15番紙井和美君、16番柴原成一君、立会いを願います。

〔立会いの上、開票〕

○副議長（難波千香子君） それでは、選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ票。有効投票中、平岡博君11票、野口雅弘君2票、川畑秀慈君2票、難波千香子君1票、海野隆君1票、永井義一君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、平岡博君が議長に当選されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○副議長（難波千香子君） ただいま議長に当選されました平岡博君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、平岡博君より挨拶がございます。

平岡博君、登壇願います。

〔議長平岡博君登壇〕

○議長（平岡博君） それでは、まず皆さん、ありがとうございました。今後、皆さんの御期待に沿うよう頑張りたいと思います。

それで、私はここで、おまえは何をするんだというふうなことで、4つほど自分なりに考えてきましたので、それを皆さんに熱き思いで伝えたいと思います。

まず、初めに、おまえは何をやるんだと。町民のために私はやりたいと思います。何をするかとか、そういうふうなことは、いろいろあるでしょう。でも、ことわざに、「人、食足りて礼節を知る」。やはり人間、基本的には食べること、飲むこと、これが基本だと思います。それが至ってない人のところに届けてあげようと、私はそういうふうに思いました。

その次は、町のために、私は公約してやっていきたいと思います。じゃあ町のためには何をするか。地方が疲弊すると政もできません。地域のために何をするか。その肉づけは何をするか。その辺を考えて、踏まえてやっていきたいと思います。

それで、3つ目は、町議会のために。ですから、これを機会に、皆さん、フットボールの世界でノーサイドという言葉があります。一人は皆のために、皆は町民のために、一丸となってやっていこうではありませんか。よろしく御協力をお願いいたしまして、この町議会を活性化するがごとく、皆さんでやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、最後には、これこそ一番大事なんですけども、町長と共に。町は一つになってやっていかないと、同じ方向性を向いてやっていかないと、これは絶対前に進めません。何としても、私はその辺のところを心に踏まえてやっていきたいと思いますので、御協力よろしく願いします。

それで、最後に一言。私、個人的には前にも一般質問のときに言ったんですけども、「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」ということわざがあります。これを私は踏まえて、皆さんの御協力を得てやっていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いします。ありがとうございました。

○副議長（難波千香子君） それでは、本席を議長と交代いたします。

御協力、大変にありがとうございました。

〔議長平岡博君着席〕

議席変更の件について

○議長（平岡博君） ここで、議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、緊急を要する事件と認め、議席の変更を日程に追加し、直ちに議席の変更を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

これより、追加日程第3、議席の変更を行います。

議席のネームプレートを倒してください。

事務局長、朗読をお願いします。

○事務局長（大竹久君） それでは、朗読させていただきます。

1番平岡博議員、2番落合剛議員、3番栗田敏昌議員、4番石引大介議員、5番高野好央議員、6番樋口達哉議員、7番栗原宜行議員、8番飯野良治議員、9番野口雅弘議員、10番永井義一議員、11番海野隆議員、12番久保谷充議員、13番川畑秀慈議員、14番難波千香子議員、15番紙井和美議員、16番柴原成一議員、17番久保谷実議員、18番吉田憲市議員、以上となります。

○議長（平岡博君） それでは、以上のように議席を変更したいと思います。

これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、議席を御移動願います。

〔議席移動〕

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長辞職の件について

○議長（平岡博君） ただいま、副議長難波千香子君より副議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第4、副議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる難波千香子君の退席を求めます。

〔14番難波千香子君退場〕

○議長（平岡博君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（大竹久君） 朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和4年4月6日 阿見町議会議長 平岡博 殿

阿見町議会副議長 難波千香子

以上となります。

○議長（平岡博君） それでは、お諮りします。難波千香子君の副議長辞職について、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、難波千香子君の副議長辞職を許可することに決しました。

難波千香子君の入場を許します。

〔14番難波千香子君入場〕

○議長（平岡博君）　ここで、難波千香子君より御挨拶がございます。

難波千香子君，登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君）　議員の皆様，そして執行部の皆様，大変にお世話になりました。ありがとうございました。心より感謝申し上げます。

この2年間，スムーズに議会運営ができたことに，皆様の御協力に改めて感謝申し上げます。現在，今もってコロナ禍中ではございますけれども，一日も早い終息を願い，今後ますますの議会改革の推進，そして阿見町の活性化，また，発展を目指しまして，今後も精進していく所存でございます。改めて，誠に大変にありがとうございました。（拍手）

副議長選挙

○議長（平岡博君）　ただいま，副議長辞職を許可し，副議長が欠けました。

お諮りいたします。この際，副議長選挙の件を緊急を要する事件と認め，日程に追加し，直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君）　御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

これより，追加日程第5，副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記，議場閉鎖〕

○議長（平岡博君）　ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により，立会人に

17番　久保谷　実　君

18番　吉　田　憲　市　君

2番　落　合　剛　君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君）　異議なしと認め，さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記，投票用紙配付〕

○議長（平岡博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○議長（平岡博君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（大竹久君） それでは、点呼いたします。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

○議長（平岡博君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

17番久保谷実君、18番吉田憲市君、2番落合剛君、立会い願います。

〔立会いの上、開票〕

○議長（平岡博君） それでは、選挙の結果を報告いたします。副議長選挙結果の報告。投票総数18、有効投票18、無効投票ゼロ。有効投票中、永井義一君2票、川畑秀慈君10票、栗原宜行君5票、石引大介君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、川畑秀慈君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○議長（平岡博君） ただいま副議長に当選されました川畑秀慈君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、川畑秀慈君より御挨拶がございます。

川畑秀慈君、登壇願います。

〔副議長川畑秀慈君登壇〕

○副議長（川畑秀慈君） ただいま皆様の御支援を受けて、副議長の任を拝することになりました。大変にありがとうございました。

この場をお借りいたしまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

副議長の任に当たりまして、私は、まずは前議長の久保谷議長が進めてこられた議会改革を平岡議長と共に大きく推進をさせていきたいと、このように考えております。そしてまた、議

会としまして、やはり二元代表制の一翼を担う大きな役割と責任がある、そういうことを考えまして、この議会がより一層、町民の負託に応えられるように、大きく一人ひとりが発展し、そしてまた議論を深め、仲よく前に進むことができるよう尽力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。議員各位においては、全員協議会室へ御移動願います。再開は午後２時といたします。

午前 11 時 29 分休憩

午後 2 時 00 分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会委員の改選について

○議長（平岡博君） 次に、日程第７、常任委員会委員の改選を行います。

本件につきましては、委員会条例第５条第２項の規定によりそれぞれ指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、御報告いたします。

総務常任委員会、難波千香子議員、海野隆議員、野口雅弘議員、飯野良治議員、高野好央議員、石引大介議員。

民生教育常任委員会、久保谷実議員、紙井和美議員、柴原成一議員、川畑秀慈議員、平岡博議員、栗原宜行議員。

産業建設常任委員会、吉田憲市議員、久保谷充議員、永井義一議員、樋口達哉議員、栗田敏昌議員、落合剛議員、以上となります。

○議長（平岡博君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。各常任委員会に分かれて委員長、副委員長の互選をお願いします。

午後 2 時 02 分休憩

午後 2時31分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

○議長（平岡博君） それでは、常任委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、常任委員会委員長，副委員長の互選結果につきまして御報告させていただきます。

総務常任委員会，委員長，海野隆議員，副委員長，難波千香子議員。

民生教育常任委員会，委員長，紙井和美議員，副委員長，久保谷実議員。

産業建設常任委員会，委員長，吉田憲市議員，副委員長，永井義一議員，以上となります。

○議長（平岡博君） 以上で、常任委員会委員の改選を終わります。

議会運営委員会委員の改選について

○議長（平岡博君） 次に、日程第8，議会運営委員会委員の改選を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、御報告いたします。

議会運営委員会委員に、海野隆議員，紙井和美議員，吉田憲市議員，久保谷充議員，川畑秀慈議員，高野好央議員，以上となります。

○議長（平岡博君） お諮りします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。議会運営委員会委員においては、全員協議会室で委員長，副委員長の互選をお願いいたします。

午後 2時35分休憩

午後 2時36分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（平岡博君） 議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告をお願いします。
事務局長に報告させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、御報告いたします。
議会運営委員会委員長、久保谷充議員、副委員長、高野好央議員、以上になります。

○議長（平岡博君） 以上で、議会運営委員会委員の改選を終わります。

予算決算特別委員会の設置について

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、予算決算特別委員会設置の件を議題といたします。
お諮りします。予算決算特別委員会設置については、お手元に配りました内容のとおり、18人の全議員を構成委員として設置することにしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。予算決算特別委員会の委員は、全員協議会室において、委員長、副委員長の互選をお願いします。会議の再開は、予算決算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

午後 2時38分休憩

午後 2時42分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（平岡博君） 予算決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、御報告いたします。
予算決算特別委員会委員長、飯野良治議員、副委員長、落合剛議員、以上となります。

○議長（平岡博君） 以上で、予算決算特別委員会の設置についてを終わります。

広聴広報特別委員会の設置について

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、広聴広報特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。広聴広報特別委員会設置については、お手元に配付しました内容のとおり設置することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ただいま設置しました広聴広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、御報告いたします。

広聴広報特別委員会委員、難波千香子議員、高野好央議員、紙井和美議員、川畑秀慈議員、永井義一議員、落合剛議員、以上となります。

○議長（平岡博君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。広聴広報特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。会議の再開は、広聴広報特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

午後 2時44分休憩

午後 2時50分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

広聴広報特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（平岡博君） 広聴広報特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、広聴広報特別委員会の委員長、副委員長を御報告させて

いただきます。

委員長に難波千香子議員，副委員長，永井義一議員，以上となります。

○議長（平岡博君） 以上で，広聴広報特別委員会の設置についてを終わります。

議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任について

○議長（平岡博君） ただいま，３番栗田敏昌君，４番石引大介君，６番樋口達哉君，１１番海野隆君より，議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。この際，議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任の件を緊急を要する事件と認め，日程に追加の上，直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め，さよう決定いたしました。

これより，追加日程第６，議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により，除斥の対象となります３番栗田敏昌君の退席を求めます。

〔３番栗田敏昌君退場〕

○議長（平岡博君） 本日，３番栗田敏昌君より議会改革等調査研究特別委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。３番栗田敏昌君の議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

３番栗田敏昌君の入場を許します。

〔３番栗田敏昌君入場〕

○議長（平岡博君） 次に，４番石引大介君の退席を求めます。

〔４番石引大介君退場〕

○議長（平岡博君） 本日，４番石引大介君より議会改革等調査研究特別委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。４番石引大介君の議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

4 番石引大介君の入場を許します。

〔4 番石引大介君入場〕

○議長（平岡博君） 次に、6 番樋口達哉君の退席を求めます。

〔6 番樋口達哉君退場〕

○議長（平岡博君） 本日、6 番樋口達哉君より議会改革等調査研究特別委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。6 番樋口達哉君の議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

6 番樋口達哉君の入場を許します。

〔6 番樋口達哉君入場〕

○議長（平岡博君） 次に、11 番海野隆君の退席を求めます。

〔1 1 番海野隆君退場〕

○議長（平岡博君） 本日、11 番海野隆君より議会改革等調査研究特別委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。11 番海野隆君の議会改革等調査研究特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

11 番海野隆君の入場を許します。

〔1 1 番海野隆君入場〕

議会改革等調査研究特別委員会委員の選任について

○議長（平岡博君） ただいま議会改革等調査研究特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りします。この際、議会改革等調査研究特別委員会委員の選任の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、追加日程第 7、議会改革等調査研究特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会改革等調査研究特別委員会委員に欠員が生じたため、議長は阿見町議会委員会条例第5条第2項の規定により、7番栗原宜行君、8番飯野良治君、10番永井義一君、12番久保谷充君を指名いたします。

お諮りします。議会改革等調査研究特別委員会委員に、7番栗原宜行君、8番飯野良治君、10番永井義一君、12番久保谷充君を選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際、お諮りいたします。龍ヶ崎地方衛生組合議会議員、牛久市・阿見町斎場組合議会議員、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきまして、緊急を要する事件と認め、それぞれ追加日程第8、追加日程第9、追加日程第10、追加日程第11とし、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

○議長（平岡博君） 初めに、追加日程第8、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、龍ヶ崎地方衛生組合同約第5条第2項の規定により、議員2名を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定します。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に吉田憲市君、久保谷充君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました吉田憲市君、久保谷充君を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました吉田憲市君、久保谷充君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により当選の告知をいたします。

牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

○議長（平岡博君） 次に、追加日程第9、牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、牛久市・阿見町斎場組合規約第5条第2項の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、牛久市・阿見町斎場組合議会議員に、野口雅弘君、高野好央君、栗田敏昌君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました野口雅弘君、高野好央君、栗田敏昌君を牛久市・阿見町斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました野口雅弘君、高野好央君、栗田敏昌君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により当選の告知をいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（平岡博君） 次に、追加日程第10、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定により、議員

1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、平岡博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました平岡博君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました平岡博君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項により当選の告知をいたします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（平岡博君） 次に、追加日程第11、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約第6条第3項の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、難波千香子君、海野隆君、栗原宜行君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました難波千香子君、海野隆君、栗原宜行君を稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました難波千香子君、海野隆君、栗原宜行君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により当選の告知をいたします。

議案第45号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、議案第45号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる7番栗原宜行君の退席を求めます。

〔7番栗原宜行君退場〕

○議長（平岡博君） それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第45号の阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議会議員から選任しておりました紙井和美氏から退職の申出があり、これを承認しましたので、議会選出監査委員が欠員となっております。つきましては、次期の監査委員として栗原宜行氏を選任いたしたく同意を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件につきましては、質疑、委員会の付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより採決します。本件に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号に同意することに決しました。

ここで、7番栗原宜行君の除斥を解き、入場を許します。

〔7番栗原宜行君入場〕

閉会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第2回阿見町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

前 議 長 久保谷 充

前 副 議 長 難 波 千香子

署 名 員 海 野 隆

署 名 員 平 岡 博